

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年東大阪市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項前段の許可の申請は風致地区内行為許可申請書兼協議・通知書（様式第1）を、同項後段の規定による変更許可の申請は風致地区内行為変更許可申請書兼協議・通知書（様式第2）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項に規定する申請書には、説明書（様式第3）及び別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明示した同表の中欄に掲げる図面（変更許可の申請にあつては、内容に変更のあるものに限る。）を添付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、条例第4条第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

(1) 建替え前の建築物の登記事項証明書その他の建替え前の建築物が昭和45年6月

14日前に新築された建築物であることを証する書類

(2) 建築物の敷地の登記事項証明書その他の建築物の敷地の面積が100平方メートル

以下であることを証する書類

(3) 住民票その他の建替え前の建築物に居住していることを証する書類

(4) 建替え後の建築物に引き続き居住することを誓約する書類

(5) 現況配置図

(6) 現況各階平面図

(7) 現況立面図

(8) 現況写真

(変更に係る許可を要しない変更)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める変更は、変更後の行為が条例第4条第1項各号に定める基準に適合することが明らかであると市長が認めたものとする。

2 前項の規定に該当する変更をしようとする者は、前条第2項の規定により添付した図面のうち内容に変更のあるものを市長に提出しなければならない。

(協議を要するもの等)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共団体は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 独立行政法人森林総合研究所

(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(5) 独立行政法人水資源機構

(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(7) 独立行政法人環境再生保全機構

(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(9) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給
公社

(10) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社

(11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定す
る土地開発公社

2 条例第2条第3項の規定による協議（以下「協議」という。）は、風致地区内行為許
可申請書兼協議・通知書（様式第1）を市長に提出することにより行わなければならな
い。

3 協議をした者が当該協議に係る行為を変更しようとするときは、風致地区内行為変更
許可申請書兼協議・通知書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

4 第2条第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

（通知を要する行為等）

第5条 条例第3条各号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道
路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の
道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを
連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び
自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良そ
の他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害
復旧に係る行為

- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項に規定する準用河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為
（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林道構造又は
漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車
場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は
管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う
その鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道
事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又
は管理に係る行為
- (17) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行
為
- (18) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するも
の又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備
の設置又は管理に係る行為
- (19) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する
設備の設置又は管理に係る行為

- (20) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (23) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (24) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (25) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (27) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、

同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(28) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第3条第1項による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為

(29) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(30) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業の執行に係る行為

(31) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

2 条例第3条の規定による通知（以下「通知」という。）は、風致地区内行為許可申請書兼協議・通知書（様式第1）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 通知をした者が当該通知に係る行為を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書兼協議・通知書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

4 第2条第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

（行為の終了等の届出）

第6条 条例第2条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けた者、協議をした者及び通知をした者（以下「許可を受けた者等」という。）は、当該許可、協議又は通知（以下「許可等」という。）に係る行為を終了し、又は廃止したときは、速やかに、その旨を記載した風致地区内行為終了・廃止届出書（様式第4）に現況写真を添えて提出すること

により、市長に届け出なければならない。

(住所等の変更の届出)

第7条 許可を受けた者等は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その旨を記載した住所等変更届出書（様式第5）にその事実を証する書類を添えて提出することにより、市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 許可を受けた者等について相続、合併又は分割（当該許可等に係る行為を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により、当該許可等に係る行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可等に係る行為を承継した法人は、当該許可を受けた者等の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、その旨を記載した風致地区内行為地位承継届出書（様式第6）に承継があつたことを証する書類を添えて提出することにより、市長に届け出なければならない。

第9条 許可を受けた者等から当該許可等に係る土地又は建築物等の所有権その他の当該許可等に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者等の地位を承継する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により地位を承継した者について準用する。

(標識の設置)

第10条 許可を受けた者等は、当該許可等に係る行為の期間中、当該行為に係る土地の見やすい場所に風致地区内行為許可等標識（様式第7）を設置しなければならない。

（森林の指定の公示）

第11条 市長は、条例第4条第1項第6号ウ（イ）の規定による指定をしたときは、その旨を公示する。

（身分証明書）

第12条 条例第6条第3項に規定する証明書は、身分証明書（様式第8）とする。

（書類等の提出部数）

第13条 第2条、第6条、第7条及び第8条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類、図面及び写真（協議をした者及び通知をした者が提出するものを除く。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年大阪府規則第54号）の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第 2 条関係）

区分	図面の種類	明示すべき事項
建築物等の新築、改築、増築又は移転	縮尺 2, 500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
	縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、ひさし及びベランダの寸法並びに建築面積及び延床面積の計算書
	縮尺 200 分の 1 以上の立面図（2 面以上のものに限る。）	縮尺、建築物の最高の高さ、屋根及び外壁の着色及び仕上げの仕様、設計地盤面並びに平均地盤面
	縮尺 200 分の 1 以上の構造図（工作物に限	縮尺、工作物の断面、現況地盤面、設計地盤面、平均地盤面、申請に係る工作物と他の工作物との区分及び工作物の展開図

	る。)	
	縮尺 600 分の 1 以上の敷地断面図（直交する 2 面以上のものに 限る。）	縮尺及び敷地に接する道路、土地等との境界部分 の形態
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画 図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、 植栽区分並びに緑化率計算書
建築物 等の色 彩の変 更	縮尺 2, 500 分の 1 以上の付 近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及 び交通機関
	縮尺 600 分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の 位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の 位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
	縮尺 200 分の 1 以上の立面図 (2 面以上のもの に限る。)	縮尺、建築物の最高の高さ並びに屋根及び外壁の 着色及び仕上げの仕様

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	縮尺 2, 500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺 600 分の 1 以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺 600 分の 1 以上の平面計画図	縮尺、土地利用計画、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積並びに切盛土量計算書
	縮尺 600 分の 1 以上の断面図	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法
	縮尺 600 分の 1 以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
水面の埋立て又は干拓	縮尺 2, 500 分の 1 以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺 600 分の	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の

	1以上の現況図	位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺600分の1以上の平面計画図	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用計画、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積並びに切盛土量計算書
	縮尺600分の1以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
木竹の伐採	縮尺2,500分の1以上の付近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
	縮尺600分の1以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺600分の1以上の植栽計画図	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書
土石の	縮尺2,500	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及

類の採取	分の1以上の付 近見取図	び交通機関
	縮尺600分の 1以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の 位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、 種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺600分の 1以上の断面図	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土 の区分並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法
	縮尺600分の 1以上の植栽計 画図	縮尺、行為途中及び行為後の木竹の位置、種類、 本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計 算書
屋外に おける 土石、 廃棄物 又は再 生資源 の堆積	縮尺2,500 分の1以上の付 近見取図	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及 び交通機関
	敷地求積図	求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
	縮尺600分の 1以上の現況図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の 位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、 種類、本数、高さ及び枝張り
	縮尺600分の 1以上の平面計	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用計画、現況 と行為後の断面の比較、堆積物の種類、堆積を行

	<p>画図</p>	<p>う敷地の面積並びに堆積量計算書</p>
	<p>縮尺 600分の 1以上の断面図</p>	<p>縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、勾配及び保護の方法</p>
	<p>縮尺 600分の 1以上の植栽計 画図</p>	<p>縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書</p>

様式第1 (第2条関係)

風致地区内行為許可申請書兼協議・通知書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例

第2条第1項
第2条第3項
第3条

の規

定により、次のとおり

申請
協議
通知

します。

行為地の所在及び地番						
行為地の面積及び地目	面積	m ²	地目	1 田	2 畑	3 宅地
				4 山林	5 原野	
				6 その他 ()		
行為の種類	1 建築物等の新築、改築、増築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積					
行為の目的						
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで					

注： 申請・協議・通知手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付すること。

様式第2（第2条関係）

風致地区内行為変更許可申請書兼協議・通知書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話（ ）

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例
 の規定により、次のとおり〔申請協議通知〕します。
 〔第2条第1項
 施行規則第4条第3項
 施行規則第5条第3項〕

変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 理 由		
行為地の所在及び地番		
許可を受けた行為等の種類		
許 可 ・ 受 付 番 号	第	号
行 為 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

注： 申請・協議・通知手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付すること。

様式第3（ア）（第2条関係）

説明書（建築物の新築等）			
土地の形質 の変更の有無	1 有（面積 m^2 最高のり高 m ）		2 無
工事の種類	1 新築	2 改築	3 増築 4 移転
常設又は仮設の別	1 常設 2 仮設（ 年 月 日から 年 月 日まで）		
用途			
棟数	棟		
敷地面積	(A) m^2		
建築面積	申請等に係る部分	その他の部分	合計
	m^2	m^2	(B) m^2
延べ面積	m^2	m^2	m^2
建ぺい率	$(B) / (A) \times 100 =$ %		
高さ (改築前)	m (m)		
申請等に係る部分から敷地の境界線までの最短距離	道路に接する部分	m	
	その他の部分	m	
構造	1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造		
	4 コンクリートブロック造 5 その他 ()		
	地上	階	地下 階
外壁の色彩	色		
屋根の色彩	色		
敷地内の木竹の有無		緑化率	%
植栽計画			
工事施工者の住所及び氏名	電話 ()		
<p>注：1 敷地内の木竹の有無の欄及び植栽計画の欄には、主な木竹の種類、高さ及び位置を簡単に記入すること。</p> <p>2 土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第3（エ）、様式第3（オ）、様式第3（カ）又は様式第3（ク）を添付すること。</p>			

様式第3 (イ) (第2条関係)

説明書 (工作物の新築等)			
土地の形質の変更の有無	1 有 (面積 m^2 最高のり高 m) 2 無		
工事の種類の	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転		
常設又は仮設の別	1 常設 2 仮設 (年 月 日から 年 月 日まで)		
用途			
敷地面積	m^2		
高さ	m		
構造	1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造 4 コンクリートブロック 5 (その他)		
その他の構造の概要			
色彩	色		
敷地内の木竹の有無	緑化率	%	
植栽計画			
工事施工者の住所及び氏名	電話 ()		
<p>注：1 その他の構造の概要の欄には、長さ、幅員、容積等を記入すること。 2 敷地内の木竹の有無の欄及び植栽計画の欄には、主な木竹の種類、高さ、本数及び位置を簡単に記入すること。 3 土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第3 (エ)、様式第3 (オ)、様式第3 (カ) 又は様式第3 (ク) を添付すること。</p>			

様式第3（ウ）（第2条関係）

説明書（建築物等の色彩変更）	
色彩を変更する 建築物等の種類	1 建築物（外壁・屋根） 2 工作物（ ）
現在の色彩	
変更後の色彩	
変更理由	
行為地付近 の現況	
注： 行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。	

様式第3（エ）（第2条関係）

説明書（宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更）	
面積	m ²
最高のり高	m
切土	m ³
盛土	m ³
行為地付近の現況	
風致の維持のために行う措置	
緑化率	%
工事施工者の住所及び氏名	電話（ ）
<p>注：1 行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形、田、畑、山林等の土地の利用現況並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。</p> <p>2 木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第3（カ）又は様式第3（ク）を添付すること。</p>	

様式第3 (カ) (第2条関係)

説明書 (木竹の伐採)					
森林地内の木竹の伐採	面積				m ²
	伐採量				m ³
	伐採方法	1 皆伐 2 択伐 (択伐率 %)			
	林相	1 針葉樹林 2 広葉樹林 3 針広混交樹林 (占領面積比 針 : 広) 4 竹林			
	主な木竹の種類				
	林齢	年から			年まで
	行為地付近の現況				
	風致維持のために行う措置				
	工事施工者の住所及び氏名				電話 ()
集団をなす木竹の伐採	面積				m ²
	伐採量				本
	伐採方法	1 皆伐 2 択伐 (択伐率 %)			
	主な木竹の種類				
	林齢	年から			年まで
	行為地付近の現況				
	風致の維持のために行う措置				
	工事施工者の住所及び氏名				電話 ()
独立の樹木の伐採	樹種名	樹齢	樹高	幹まわり (地上より 1.5 m)	
		約 年	m		
注： 森林地内の木竹の伐採又は集団をなす木竹の伐採の行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。					

様式第3（ク）（第2条関係）

説明書（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積）	
堆積物の種別	土 石 ・ 廃 棄 物 ・ 再 生 資 源
面積	m ²
堆積の高さ	m
堆積の量	m ³
行為地付近の現況	
風致の維持のために行う措置	
緑化率	%
工事施工者の住所及び氏名	電 話 ()
<p>注：1 行為地付近の現況の欄には、行為地付近の地形、田、畑、山林等の土地の利用現況並びに主な木竹の種類及び高さを記入すること。</p> <p>2 木竹の伐採を伴う場合は、様式第3（カ）を添付すること。</p>	

様式第4（第6条関係）

風致地区内行為終了・廃止届出書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話（

印

）

東大阪市長風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 ・ 受 付 番 号	第 一 号
許 可 ・ 受 付 年 月 日	年 月 日
許 可 を 受 け た 行 為 等 の 種 類	
行 為 地 の 所 在	
行 為 着 手 年 月 日 及 び 終 了 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日 年 月 日
理 由 (廃 止 の 場 合)	

様式第 5 (第 7 条関係)

住 所 等 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

次のとおり [住所・氏名
主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名] に変更がありました

ので、東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第 7 条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変 更 事 項	新	
	旧	
行為地の所在及び地番		
許可を受けた行為等の種類		
許可・受付番号	第 一 号	
許可・受付年月日	年 月 日	
理 由		

様式第 6 (第 8 条関係)

風致地区内行為地位承継届出書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話 ()

次のとおり地位を承継したので、東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

被承継人の住所及び氏名	住 所	
	氏 名	
行為地の所在及び地番		
許可を受けた行為等の種類		
許 可 ・ 受 付 番 号	第	号
許 可 ・ 受 付 年 月 日	年	月 日
理 由		

様式第7（第10条関係）

風致地区内行為許可等標識		
許可・受付番号		
許可・受付年月日		
許可を受けた行為等の種類		
行為期間		
行為者	住所	
	氏名	
工事現場管理者	住所	
	氏名	
	連絡先	
その他		

↑
90センチメートル
↓

← 60センチメートル →

（表）

第	号		
身分証明書			
所属・職名			
氏名			
上記の者は、東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条第2項の規定により、風致地区内の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。			
年	月	日	交付
年	月	日	まで有効
東大阪市長		印	

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

8 センチメートル

（裏）

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第6条 市長は、前条第1項の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(1) 第2条第1項の許可を受けた者

(2) 第2条第1項の許可に係る工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

2 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定の実施に必要な限度において、その職員に風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第2条第1項各号に掲げる行為の実施状況を調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

8 センチメートル

